

本県は、これまで県出資法人経営評価指針に基づき、県出資法人の経営改善への取組として、外部委員で構成する評価機関による評価を行い、経営改善及び効率的運営の実効性の確保を図ってきたところである。

今年度で現行の経営評価期間（元～4年度）が満了することから、4年間の経営評価結果を総括しつつ、今後の経営評価のあり方について検討したところ、成果及び課題は以下のとおり。（詳細は別紙）

**【成果】**

- デジタル化への対応等、社会経済情勢や県民ニーズに適合した取組みの展開による経営基盤の充実・強化
- 県との連携による効率的、効果的な県事業の実施
- 所期の目的を達成した法人の解散

**【課題】**

- (1) コロナ禍や物価高騰及び低金利による基本財産の運用益減少に伴う収入減等の影響により、赤字法人数が改善されていない。
- (2) 県からの委託料や県OB職員数が増加するなど、県の財政的関与及び人的関与の見直しが十分に進んでいるとはいえない。
- (3) 国が三セク経営改革推進のため、債務超過等財政的リスクが高いと認められる法人（※）及び関係を有する地方公共団体に経営健全化方針策定と取組状況の公表を要請してきており、これと連動する本県独自の取組みとして継続する必要がある。※本県は現在のところ該当なし

**◎現行の課題を踏まえた指針改定の素案は以下のとおり****【方向性】**

現指針をベースに、現評価期間における課題の解決、並びに、出資法人の経営基盤の充実強化に向けた取組みやフォローアップを継続するため、必要な事項を盛り込む。

- 1 対象法人 ※現行と同じ  
県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人
- 2 経営評価期間 ※現行と同様、新行政改革大綱の推進期間と合わせる  
令和5年度～令和8年度
- 3 新たに盛り込む主な事項
  - ① 出資法人の自主性・自律性の向上について次の事項を追加
    - ・ より適切にガバナンスを発揮できる体制の構築
    - ・ アフターコロナを見据えた取組みの展開
    - ・ デジタル化の推進による経営基盤の充実・強化
  - ② 県の人的関与の適正化に当たり、プロパー職員の育成に加え、採用について明記
  - ③ 県の財政的関与の見直しに当たり、コロナ禍や物価高騰の影響及び指定管理施設において全体的に老朽化が進行しており、今後も必要な施設改修・修繕等による委託料増額が想定されることから、過度なものとならないよう精査に努める旨を明記
  - ④ 法人の認知度の更なる向上を図るため、パブリシティ活動の推進や、デジタルマーケティング及びSNSの活用について明記

現評価期間における成果及び課題（詳細）

(1) 成果

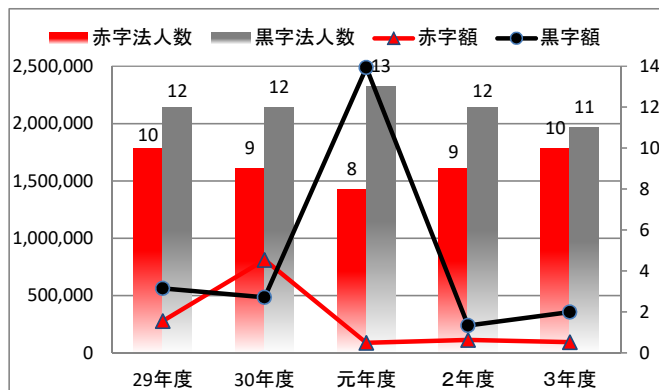
<p>社会経済情勢や県民ニーズに適合した取組みの展開による経営基盤の充実・強化</p> <p>ウィズコロナに適応したデジタル化の推進や、県からの財政支援に頼らない新規事業の展開等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○オンラインでの研修環境の整備などコロナ禍に対応した取組みの推進</li> <li>○協賛金を活用し、新たにeスポーツフェスティバルを企画・実施</li> <li>○新たなSNSの活用開始による情報発信の強化</li> </ul>
<p>県との連携による効率的、効果的な県事業の実施</p> <p>公共性と企業性を併せ持つ出資法人による効率的、効果的な県事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者としての役割を担うことで、民間の経営ノウハウと専門性を生かし、指定管理施設の効率的、効果的な施設運営を推進</li> <li>○障がい者アートサポートセンターの運営や、えひめ版協力金交付事業など、法人の設立趣旨に沿った県事業を受託し、機動的・効率的な経営手法により、行政の補完、代行機能を果たす</li> </ul>
<p>所期の目的を達成した法人の解散</p> <p>処理困難物を含む廃棄物を適正に処理するなど、安全・安心な資源循環のモデル施設として本県の循環型社会の進展に大きな足跡を残した（一財）愛媛県廃棄物処理センターについて、主たる搬入元である市町の廃棄物が他の事業所で処理可能となったことや厳しい経営環境等を踏まえ、県と直接的な受益者である東予5市町で協議のうえ解散</p>

(2) 課題

<p>赤字法人数が改善されていない</p> <p>コロナ禍や物価高騰及び低金利による基本財産の運用益減少に伴う収入減等の影響により、赤字法人数が改善されていない。</p> <p>⇒経営評価に当たっては、コロナ禍にあってもより適切にガバナンスを発揮できる体制の構築の検討や、アフターコロナを見据えた取組みの方向性などを注視していく必要がある</p>
<p>県の財政的関与の見直し（委託料等の増）</p> <p>指定管理者となっている法人に対し、新型コロナウイルス感染症に伴う減収分について委託料の補填措置を行ったこと等により、県補助金・負担金・委託料は増加傾向。加えて、物価高騰の影響及び指定管理施設において全体的に老朽化が進行しており、今後も必要な施設改修・修繕等による委託料増額が想定。</p> <p>⇒県が補助金等を支出することがやむを得ない場合もあるが、法人の自主性・自律性を阻害するような過度なものとなっていないか、今後も注視していく必要がある。</p>
<p>県の人的関与の見直し（県OBの増）</p> <p>一部の法人では県OBに代えてプロパー職員の管理職登用などの見直しが行われているが、出資法人全体では県OBが増加。</p> <p>⇒県の人的関与は、プロパー人材の活用や内部登用を阻害しない範囲内で行うことが原則であり、出資法人からの要請等を総合的に勘案しながら最小限に留める必要がある。また、プロパー職員の採用・育成を一層進める必要がある。</p>
<p>国による第三セクター経営健全化に向けた動き</p> <p>国が三セク経営改革推進のため、財政的リスクが高いと認められる法人及び関係を有する地方公共団体に経営健全化方針策定と取組状況の公表を要請してきており、これと連動する本県独自の取組みとして経営評価を継続する必要がある。</p> <p>⇒本県では、今のところ対象法人はない。</p>

# 現評価期間（R元～4）経営評価概要

## (1) 赤字法人数・赤字額及び黒字法人数・黒字額



低金利による基本財産運用益の減少に加えて、物価高騰やコロナ禍の影響を受け、**赤字法人数は、評価期間中に増加傾向に転じ、黒字総額も減少傾向。**一方で、一部法人において利用料収入が回復傾向にあること等により、**赤字総額は減少傾向。**

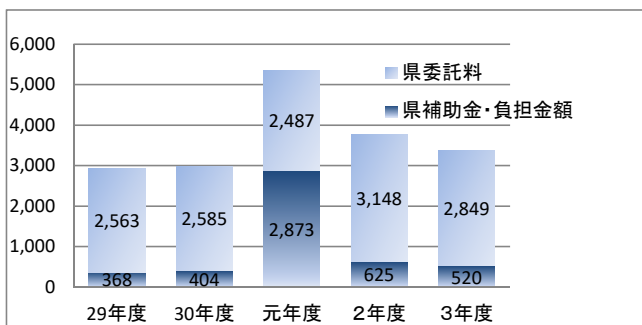
⇒先行き不透明な社会経済情勢を踏まえ、引き続き、ガバナンスを発揮できる体制の構築の検討や、アフターコロナを見据えた取組みの方向性などを注視していく必要がある。

元年度は、(一財)県廃棄物処理センターに対し、解体撤去事業費補助金等約26億円を支出したことに伴い、同法人が大幅に黒字転換し、黒字総額も大幅増

(単位：法人、千円)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	増減(R29→R3)
赤字法人数	10	9	8	9	10	0
赤字額	△ 277,048	△ 812,000	△ 87,888	△ 112,571	△ 92,566	△ 184,482
黒字法人数	12	12	13	12	11	△ 1
黒字額	561,188	483,771	2,487,312	238,284	355,724	△ 205,464

## (2) 県補助金・負担金及び委託料の推移



指定管理者となっている法人に対し、新型コロナウイルス感染症に伴う減収分について委託料の補填措置を行ったこと等により、**県補助金・負担金・委託料は増加傾向。**

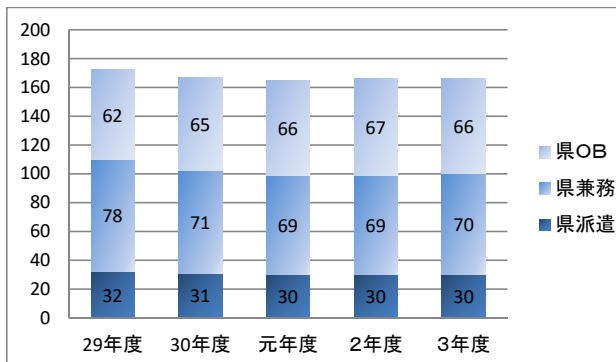
⇒県が補助金等を支出することがやむを得ない場合もあるが、法人の自主性・自律性を阻害するような過度なものとなっていないか、今後も注視していく必要がある。

元年度は、(一財)県廃棄物処理センターに対し、解体撤去事業費補助金等約26億円を支出したことに伴い、補助金額が大幅増

(単位：百万円)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	増減(H29→R3)
県補助金・負担金	(9) 368	(9) 404	(8) 2,873	(8) 625	(7) 520	152
県委託料	(15) 2,563	(16) 2,585	(15) 2,487	(17) 3,148	(17) 2,849	286
計	2,931	2,989	5,360	3,773	3,369	438

## (3) 県職員関係の役職員（実数）の推移



29年度と3年度を比較すると、県派遣職員、県兼務職員は減少した一方で、**県OB職員は4名増加。**

⇒県の人的関与は、プロパー人材の活用や内部登用を阻害しない範囲内で行うことが原則であり、出資法人からの要請等を総合的に勘案しながら最小限に留める必要がある。また、プロパー職員の採用・育成を一層進める必要がある。

(単位：人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	増減(H29→R3)
県派遣	(7) 32	(7) 31	(7) 30	(7) 30	(7) 30	△ 2
県兼務	(20) 78	(19) 71	(19) 69	(19) 69	(19) 70	△ 8
県OB	(19) 62	(17) 65	(17) 66	(17) 67	(17) 66	4
計	172	167	165	166	166	△ 6

※1：括弧内は、法人数

※2：役員には監事、監査役を含む